

臼杵藩のキリストン禁制と寺院

櫻井成昭

はじめに

バチカン図書館所蔵のマリオ・マレガ神父収集資料（以下、マレガ資料と略記）は、豊後国臼杵藩宗門方文書を中心とする。宗門方文書は、臼杵藩によるキリストン禁制の歴史とともに、臼杵藩の組織や臼杵藩領であった地域の歴史を知ることができる貴重な資料群である。

さて、近世仏教および寺院の制度的特徴である寺檀制は、キリストン禁制と関わって整備された。¹⁾慶長18年（1613）の幕府によるキリスト教禁教は、そうした近世寺檀制創出の大きな要因であるが、キリスト教からの転宗者と寺院はどのような過程を経て、寺檀関係を結ぶに至ったのだろうか。本稿は、その過程等を具体的に検討し、寺檀制成立に関する一つのモノグラフを提示することを目的とする。以下では、現在の大分市東部の丹生地区を主な対象地区とするが、それはつぎの3点の理由に拠る。

1点目として、丹生地区は二十六聖人記念館（長崎市）所蔵の「キリストン遺物」が出土した地区であり、万治3年（1660）に始まる「豊後崩れ」では、「大かた不残類門之由」（「正6」・A2.2.8.1）²⁾とされ、多くの者が捕縛された久土村が所在することが挙げられる。17世紀後半、丹生地区はキリストンの拠点とされた地であった。

2点目は、丹生地区に位置する原村（丹生原村）の庄屋であり、丹生原組（原村と久土村）の大庄屋をつとめた池見家には、多くの近世・近代の古文書（池見家文書）があり、そこにはキリストン禁制等に関わる古文書が含まれる点である。マレガ資料と臼杵藩領であった地域に伝來した古文書をあわせみること

で、より多角的な情報を得ることができる。³⁾

そして、3点目として、丹生地区には、いわゆる宗門改を履行できる独立した寺院が所在しないことである。そうした地域で、転宗者や類族はどういった寺院の檀那となったのか。このことは、近世寺院と地域社会との関係についてもつながる素材と考える。

1. 丹生地区の概要

(1) 丹生地区概史

最初に、本稿の主な舞台となる丹生地区の概要を記すことからはじめたい。

丹生地区は、現在の大分県大分市東部に位置する。同地区は、阿蘇山を水源の一つとする大野川の東側にあり、大野川と河岸段丘を隔てた丹生川流域に広がる。同地区は、古代の豊後国海部郡に設定された丹生郷に属し、中世には丹生荘とされた地域である。現代の行政区画でいえば、大分県大分市大字佐野・久土・一木・丹生・丹川・宮河内・広内で構成される。

文禄2年（1593）および慶長2年（1597）の丹生地区の検地帳類（渡辺文庫、大分県立先哲史料館蔵）の表紙には、「豊後国海部郡丹生庄御検地帳」の表題とともに「久所村与」の記載があり、各村名が記される。「久所村与」には、原・久土・一木・誓願寺・岡・古政所・久所・宮河内・広内の各村が確認でき、16世紀末丹生荘に属した村々は「久所村与」と把握されたことが知られる。このうち、宮河内と広内を除く各村は丹生神社を氏子とし、明治22年（1889）に丹生村とされた領域である。宮河内村と広内村は丹生神社と鎮守が別であり、このことより両村が丹生荘に属した他村と開発主体あるいは開発時期が異なることが想定される。⁴⁾ 本稿で、丹生地区とよぶときは、丹生神社を氏子とする一帯を指す。

近世の丹生地区の村々は丹生原組（原村・久土村）、一木組（一木村・里村）、岡組（上久所村・誓願寺村・岡村）、久所組（下久所村）と、4つの村組に分かれた。⁵⁾ このうち、下久所村については、16世紀末の検地帳に記された地と現在の小字名等との比定から、かつては「古政所村」とよばれていたことがわかる。⁶⁾

表1 丹生地区の行政単位の変遷（概要）



※本表は、現在から遡及する形で、行政区画の変遷を示したものである。

また、里村は丹生神社の氏子ではないが、一木村と隣接すること、後述するように、里村にある寺院が丹生地区の檀那寺であることなどから、一木村と同一の村組を構成したとみられる。

なお、原村は近世の諸史料で丹生原村とも記されるため、以下では丹生原村の呼称で統一する。現在、丹生原村一帯は、大分市大字佐野とよばれるが、これは昭和38年（1963）に丹生地区が大分市へ編入されたとき、大野川左岸に大字原が所在し、混乱を避けるために、集落名の佐野を大字名に変更したことによる。

(2) 丹生地区と専想寺

現在、丹生地区でもっとも多くの檀家を有する寺院は専想寺（浄土真宗本願

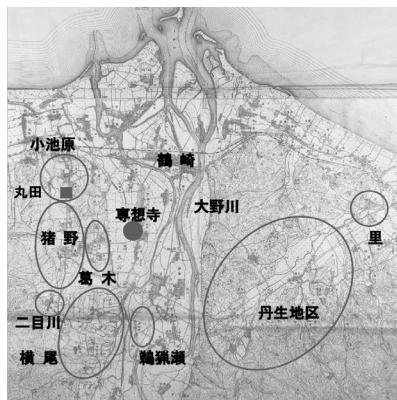


図1 大野川下流域概要図（昭和2年版地形図を基に作成）

寺派、大分市大字森町）である。このほかに、丹生地区に檀家がある主な寺院は以下のとおりである。これらの寺院は、いずれも丹生地区以外にあり、こうした状況は、同地区の寺院と檀家の関係についての大きな特徴である。なお、各寺院の創建年代は、明治5年（1872）の「本末一派寺院明細牒」（大分県公文書館蔵）に基づいている。

光国寺（浄土真宗本願寺派、大分市大字里） 明応年間（1492～1501）

妙蓮寺（浄土真宗本願寺派、大分市大字里） 元亀年間（1570～73）

當陽寺（臨済宗妙心寺派、大分市大字市尾） 正徳元年（1711）

龍泉寺（浄土宗鎮西派、大分市大字毛井） 慶長13年（1608）

専想寺は、大野川左岸に所在する浄土真宗本願寺派の寺院である。明治5年「本末一派寺院明細牒」によれば、文明8年（1476）に天然が開いたと記される。同寺は、豊後國ひいては東九州における浄土真宗の拠点寺院であり、近世は浄土真宗本願寺派の豊後國触頭をつとめた寺⁷⁾である。

専想寺の檀家は、所在地の大分市大字森町をはじめ、大野川流域を中心に広汎に分布する。表2は、丹生地区および大分市大字宮河内・広内における専想寺の檀家分布地を一覧にしたものである。

専想寺前住職の大内秀磨師によれば、広内地区は全域が檀家であり、丹生地区には檀家が多いが、旧久土村には現在ほとんど檀家がないという。池見家が大庄屋をつとめた丹生原組では、丹生原村と久土村で檀那寺の在り方が異なっているのである。現在の寺院の檀家分布が歴史的に形成されたものであることをふまえると、こうした檀家分布の成立過程は注目される。

専想寺にとって、丹生地区は重要な地区の一つであったという。親鸞の忌日に行われる「報恩講」では本堂を莊嚴する花を供する地区が決まっていた。それらは、「お花講」とよばれ、佐野（丹生原）の畑と小池原の丸田、二目川の3つであった。あるいは、丹生地区の延命寺と佐野（丹生原）には専想寺の「仏飯田」⁸⁾があったという。

丹生地区とともに「お花講」を担った小池原や二目川は、ほかに「報恩講」の実施を司る役割を持ち、住職が任命する「講司」を出す地区であった。万治3年（1660）から寛文4年（1664）までに長崎へ召喚されたキリストンを書き上

げた記録である「長崎へ度々被召寄候切支丹類門人数之覚」（「続1」・A 1.9.1.1.1）には、丹生地区の村々とともに、小池原・二目川が記されている。こうした地区が、専想寺の行事をはじめ運営にとって重要な地区であることは、17世紀後半以後の専想寺と地域社会の関わりを知る上で興味深い。

それでは、つぎに近世の丹生地区と寺院の関係について検討していきたい。

2. 近世の丹生地区と寺院

(1) 丹生地区とキリシタン

「長崎へ度々被召寄候切支丹類門人数之覚」によれば、万治3年（1660）から寛文4年（1664）までに長崎へ召喚された249名のキリシタンのうち、丹生地区の久土村の者がもっとも多く、計91人の名前が記されている。年ごとに人数を示すと以下のとおりである。

万治3年 22名（うち1名は江戸へ）

寛文2年 25名

寛文4年 6名

表2 専想寺の檀家分布

地区名	集落名
岡	上野地 中下
誓願寺	
久所	上久所 下久所 野間 延命寺 見徳庵 栗熊
佐野（丹生原）	上佐野 中佐野 下佐野 仲村 久保 馬場 畠
一木	炭床
宮河内	新田 浄土寺 金谷
広内	

※地区名は、専想寺の名称に基づく。

※集落名は、専想寺檀家が所在する集落のみを記した。

寛文元年 14名

寛文3年 24名

また、久土村では寛文8年（1668）にも長熊による訴えで、9名が捕縛されている。元禄元年（1688）～2年頃の作成とされる「久土村真本人子本人死亡分類族帳」（「続89」・A 1.17.1.1.1.1）には、212名が記され、「真本人」は154名、「子本人」は58名を数える。

キリスト教が多かった地域では、教化のために寺院が建立された地域がある。たとえば、臼杵市野津町黍野の了仁寺（浄土真宗本願寺派）は、寛永12年（1635）に仏教流布のために創建されたという。あるいは、大分市大字高田の能仁寺

(曹洞宗) は、『豊後国志』(享和4年〈1804〉完成)によれば、豊後国には「天主教之余波」があり、「未信邪教者」がいるために創建されたと記されている。¹⁰⁾この能仁寺は、「本末一派寺院明細牒」よれば、寛文5年(1665)の創建といい、このほか大分市大字葛木には来迎寺(大分市、西山淨土宗)の慈空が寛文7年に法弘寺を創建している。

しかし、上述したとおり、丹生地区には近世の宗門改などを履行できる独立した寺院が所在しない。ただ、文禄2年(1593)の検地帳「豊後国海部郡丹生庄御検地帳 久所村」(大分県立先哲史料館蔵)には「大恵寺」や「妙秋庵」などの名があり、地名にも誓願寺や延命寺などがみられる。このうち、「大恵寺」は『豊後国志』に「大慧寺」とあり、同書によると、嘉慶元年(1387)に大友親著が府内に創建し、明応2年(1493)に久所へ移した寺院である。その後、16世紀末の島津氏との合戦により、廃寺になった。¹¹⁾このように、丹生地区は、16世紀まで寺院は所在したが、それらは近世寺院として存続しなかった地区であった。キリストン禁制のなかで、転宗者は他地区の寺院と関係を結ぶことになったのである。

(2) 転宗者と檀那寺

ところで、転宗者や類族は、どのような寺院を檀那寺としたのだろうか。

試みに、マレガ資料のうち、一つのまとまりを抽出し、転宗者や類族の遺骸改証文としての「御書物之事」を作成している寺院、すなわち転宗者らの檀那寺を一覧にし、どのような傾向があるのかなどをみるとしよう。

ここでは、A13のまとまりを取り上げた。A13は、臼杵藩宗門方の史料をはじめ、マレガが収集した『武鑑』などの記録類や成田山の護符など、同氏の日本研究の一端を伝える資料群である。A13のうち、寺院を差出とする「御書物之事」は164点ある。表3は、「御書物之事」を寺院ごとにまとめたものである。これをみると、寺院数は31か寺で、宗派別にみると、淨土真宗寺院が13(淨土真宗本願寺派10、真宗大谷派3)、臨済宗寺院が9(いずれも妙心寺派)、淨土宗寺院が5(淨土宗鎮西派4、西山淨土宗1)、日蓮宗寺院および真言宗寺院が各1、不明が2である。

また、檀家人数でみると、浄土真宗寺院が103名、浄土宗寺院が29名、臨済宗寺院が24名、日蓮宗寺院が5名、真言宗寺院が1名、不明が2名である。単年の統計ではないものの、寺院数・檀家人数とも、浄土真宗寺院が占める割合は大きく、人数の面でみると、全体の6割を占めている。

転宗者や類族の「檀那寺」として浄土真宗寺院が多いという傾向は、元和8年(1622)の「豊前国下毛郡伴天連門徒改帳」(松井家文書、熊本大学附属図書館蔵)で示された豊前国下毛郡(大分県中津市)などでも確認できる。¹⁴⁾

(3) 近世丹生地区の転宗者・類族と檀那寺

さて、以下では「御書物之事」をもとに、17世紀後半の丹生地区と寺院についてみていくことにしたい。

前に紹介した、マレガ資料のうちのA13をみると、もっとも古い年代の史料は貞享5年(1688)のもので、その一つに丹生原村から提出された「御書物之事」(A13.5.4.14.1)がある。

表3 A13の「御書物之事」にみる寺院

寺院名	所在地	宗派	人數
専想寺	森町村	浄土真宗本願寺派	27
善法寺	臼杵町	真宗大谷派	16
了仁寺	黍野村	浄土真宗本願寺派	15
龍泉寺	毛井村	浄土宗鎮西派	12
妙蓮寺	里村	浄土真宗本願寺派	9
普現寺	野口村	臨済宗妙心寺派	9
尊形寺	八里合村	浄土真宗本願寺派	9
善正寺	臼杵町	浄土真宗本願寺派	8
専念寺	中戸次村	浄土宗鎮西派	8
大橋寺	福良村	西山淨土宗	7
安養寺	市浜村	浄土真宗本願寺派	5
法音寺	臼杵町	日蓮宗	5
解脱闇寺	下深江村	臨済宗妙心寺派	4
願行寺	中戸次村	臨済宗妙心寺派	4
妙正寺	中戸次村	真宗大谷派	4
光国寺	里村	浄土真宗本願寺派	3
正光寺	八里合村	浄土真宗本願寺派	3
丈六寺	秋葉村	臨済宗妙心寺派	2
光蓮寺	福良村	浄土真宗本願寺派	2
月桂寺	臼杵町	臨済宗妙心寺派	1
慈眼寺	吉小野村	臨済宗妙心寺派	1
淨蓮寺	内田村	浄土宗鎮西派	1
當陽寺	市尾村	臨済宗妙心寺派	1
法蓮寺	海添村	真宗大谷派	1
長林寺	辻村	臨済宗妙心寺派	1
蓮城寺	内山村	真言宗	1
正龍寺	市場村	浄土真宗本願寺派	1
了円寺	宮尾村	不明	1
法雲寺	横尾村	臨済宗妙心寺派	1
長福寺	横尾村	不明(禪宗)	1
龍原寺	臼杵町	浄土宗鎮西派	1

*所在地名は、明治23年の「寺院明細牒」をもとに作成。

宗派不明の寺院は、上記の記録で確認できない寺院。

不明寺院の所在地名は、史料記載のものを記した。

史料1

端裏書「
丹生原村主左衛門女房五十六歳貞享五年九月廿三日疾ヲ煩死専想
寺取置」

御書物之事

一、丹生原村九兵衛男子主左衛門女房五拾六歳痰症ニ而辰ノ九月廿二日ニ
病死仕候、淨土真宗専想寺御取置、則庄屋・弁指・五人組合之者寄合、
死骸見届ケ少も不審成儀無御座候、此もの之儀切支丹ころひニ而ハ無御
座候得とも、父同村伝左衛門古転ニ而御座候故、別テ念を入吟味仕、庄
や・弁指・五人組書物、尤頬寺之住持手形を相添指上ヶ申候、為後日御
書物仍而如件

貞享五年	丹生原村庄や	久三郎 (印)
辰九月廿三日	同村弁指	与八郎 (印)
	同断	李左衛門 (印)
	同断	加左衛門 (印)
	同断	四郎兵衛 (印)
石田弟右衛門様	同断	仁兵衛 (印)
岩手六左衛門様	同村五人組	市之丞 (印)
矢野兵左衛門様	同断	九兵衛 (印)
	同断	吉左衛門 (印)
	同断	長藏 (印)
	同断	勘内 (印)

池見家文書には、「願書」あるいは「諸願跡書」などの表題を持つ留帳類が、天和3年（1683）から、いくつかの年を除いて幕末まで残るが、史料1は、貞享5年（1688）の「諸願跡書」（池見家文書166）にも記載されている。

転宗したキリシタンの子孫は「類族」として把握されたが、この「類族」に関する規定は、貞享4年に出された、いわゆる「貞享令」を起点とする。史料2は、臼杵藩に伝わった「貞享令」の写（臼杵市蔵）である。

史料2

覚

- 一、前々切支丹宗門之由にて本人有之におゐては、何年以前何方にて僉議有之所、何年以前ころひ候邪宗門之者にて候得共、切支丹を依訴人仕候、其科被成御免、在所江帰罷在候哉、其わけ委細書付可被申付事
- 一、右ころひ候前々切支丹之者有之、唯今迄も預被差置候哉、又は何にも面々職を仕罷在候哉、其わけ一人宛別に委細書付可被申付事
- 一、最前切支丹にてころひ不申以前之子は、男女ともに本人同前之儀に候間、本人之内江書入可申候、但ころひ候以後之子共は男女ともに類族之内江書付可被申事
- 一、前々切支丹ころひ候以後檀那寺可有之候、何宗旨に成候而常々寺江參詣仕候哉、其寺江付届常躰に仕候哉、数珠等をも持、父母の忌日に寺江もまいり、又ハ持仏なとをもかまへ、香花をも備へ候哉、其趣檀那寺慥遂僉議、又ハ下人等を召仕候者有之候ハヽ、其下々迄入念可被致穿鑿候事
- 一、切支丹之儀は不及申、宗旨疑敷もの有之は、御領は御代官、私領は其地頭江可訴之、勿論切支丹奉行江早々可申出之、品により急度御褒美可被下之、尤同類たりといふとも其科をゆるし、あたをなさるやうに可被仰付候、若隠置、後日に於顯は、可為曲事事
- 一、類族のもの忌掛り候親類并聟舅吟味有之而、書付可被申候、此外は不及書付候、尤諸親類等迄他国江差放遣之儀、堅無用たるへく候、但參候ハて不叶わけ於有之者、切支丹子孫のわけ參候所江申届候、御領は御代官、私領は其地頭江可相達候、何年過候共、其わけ切支丹奉行江も申達、帳面をも書直候様に可仕事
- 一、前々切支丹宗門之者果候は、死骸は塩詰に仕差置、きりしたん奉行差図次第に可仕事
- 一、類族之者果候は、死骸等を吟味別条無之におゐてハ檀那寺にて取置、其趣を帳面に記し、毎年七月・十二月両度に切支丹奉行江差出、帳面除かせ可被申事

右之趣、早速相改帳面に注之、切支丹奉行江可被差出候、帳之奥書等之儀は奉行中より可相達候、前々より切支丹宗門之者無之方江も為心得不残相触候間、可被得其意候、以上

卯六月 日

池見家文書には貞享4年以前からの記録が残り、こうした「類族」概念成立以前の様子をうかがい知ることができる。貞享元年の「諸願留書」（池見家文書165）には、つぎのような「御書物之事」が書きとめられている。

史料3

御書物之事

一、丹生原村庄屋平左衛門七拾壹歳ニ而子ノ五月六日ニ病死仕候、淨土真宗專想寺御取置、則弁指・五人組合之者寄合、死骸見届ケ少も不審成儀無御座候、右之平左衛門切志旦ころひニ而ハ無御座候得共、男子三左衛門・左伝長崎戻リニ而御座候ニ付、別而念を入れ吟味仕所之弁指・五人組并ニ岡村之庄屋加判仕候、尤頼寺之住持手形相添指上ヶ申候、為後日御書物仍而如件

貞享元年	七右衛門
子ノ五月七日	杔左衛門
	四郎兵衛
	仁兵衛
	加左衛門
	又兵衛
	勘左衛門
	久三郎
石田弟右衛門殿	伊兵衛
岩手六左衛門殿	五兵衛
矢野兵左衛門殿	伝十郎
	弥二右衛門

史料3は、丹生原組大庄屋の池見平左衛門は「切志旦ころひニ而ハ無御座候得共、男子三左衛門・左伝長崎戻リニ而御座候ニ付」、つまり子どもがキリシタ

表4 丹生原組の檀那寺の構成

	寺院名	所在地	A	B
丹生原村	専想寺（浄土真宗本願寺派）	大分市大字森町	47	145
	妙蓮寺（浄土真宗本願寺派）	大分市大字里	4	11
	当陽寺（臨済宗妙心寺派）	大分市大字市尾	4	11
	光国寺（浄土真宗本願寺派）	大分市大字里	4	5
	龍泉寺（浄土宗鎮西派）	大分市大字毛井	—	3
	専念寺（浄土宗鎮西派）	大分市大字中戸次	2	1
	光蓮寺（浄土真宗本願寺派）	臼杵市福良	1	—
	法蓮寺（真宗大谷派）	臼杵市海添	1	—
	了仁寺（浄土真宗本願寺派）	臼杵市野津町	1	—
	不明	—	11	—
久土村	光国寺（浄土真宗本願寺派）	大分市大字里	22	58
	専想寺（浄土真宗本願寺派）	大分市大字森町	13	1
	妙蓮寺（浄土真宗本願寺派）	大分市大字里	9	10
	当陽寺（臨済宗妙心寺派）	大分市大字市尾	4	26
	龍原寺（浄土宗鎮西派）	臼杵市福良	2	—
	龍泉寺（浄土宗鎮西派）	大分市大字毛井	2	—
	善法寺（真宗大谷派）	臼杵市二王座	1	—
	専念寺（浄土宗鎮西派）	大分市大字中戸次	1	14
	光明寺（真宗）	不明	1	—
	了仁寺（浄土真宗本願寺派）	臼杵市野津町	1	—
	妙正寺（真宗大谷派）	大分市大字中戸次	—	4
	願行寺（臨済宗妙心寺派）	大分市大字中戸次	—	9
	不明	—	3	—

ンであったことを理由に遺体を検分されたのである。史料2で「類族のもの忌掛け候親類并聟舅吟味有之而、書付可被申候」と明記されるように、忌掛けの範囲を「類族」の対象とした。史料3は、そうした規範が天和3年（1683）には存在していたことを示している。なお、庄屋など地域の支配層がキリスト教徒であった事例として、豊前国下毛郡福島村の惣庄屋半右衛門や大野川流域の森村（大分市大字森）の庄屋（正保3年「森村組貴理志旦御改五人組之御帳」「続144」・A1.3.10.1）が挙げられる。¹⁵⁾

さて、マレガ資料や池見家文書の「願書」や「諸願跡書」に書きとめられた、丹生原組の丹生原村と久土村に関する「御書物之事」をもとに、丹生原組の檀那寺の構成についてみていきたい。

表4は、丹生原組の檀那寺を一覧にしたものである。表中のA欄は、池見家

文書の「願書」などに書写された「御書物之事」のうち、試みに天和3年～元禄8年（1695）の檀家の人数を抽出したものである（元禄5年は記録がないため除く）。

この期間、「御書物之事」は136件が確認できる。これを村別でみると、丹生原村は75名、久土村は59名、村名不明2名であった。一方、B欄は、弘化3年（1846）の「宗門御改ニ付毎月仕上五人組御書物」（A5.1.5.7.1¹⁶⁾に記載された丹生原村176名と久土村122名の計298名の「檀那寺」の内訳である。

全般的な傾向としてみると、専想寺の檀家が丹生原村では多く、久土村は少ないこと、両村とも複数の寺院の檀那で構成されるが、久土村ではより寺院数が多いことがわかる。また、宗派でみると、専想寺をはじめとする浄土真宗寺院が卓越していることが指摘できる。

A欄をみると、まず丹生原組に了仁寺（臼杵市野津町）の檀家がいることは興味深い。前述したように、了仁寺はキリストン禁制のなかで創建された寺院であり、同寺の檀家がいることは、丹生地区と現在の臼杵市野津町との間で縁組があつたことをうかがわせる。こうしたキリストンが多く居住した地域同士がつながる要因として、一つに信徒共同体のような存在があつたことが想定できる。また、久土村には臼杵城下にあった龍原寺や善法寺の檀家がいたことも留意される。このように、近世の丹生地区は、臼杵城下をはじめ臼杵藩領内の「人のつながり」があつたことを知ることができる。

一方、B欄の19世紀半ばの状況は、久土村に専想寺の檀家がほとんどおらず、これは現状と類似している。また、専念寺や妙正寺など、大野川中流域の現在の大分市中戸次（臼杵藩領）の寺院の檀家が多くなっている。あるいは、臼杵城下や遠隔地の「檀那寺」がなくなっていることをふまえると、これも17世紀後半以後に檀那寺の集約や再編というべき状況があつたのかもしれない。

表4に示された檀那寺の構成の傾向、あるいはマレガ資料や池見家文書によれば、時代によって変化しつつも、現代の丹生地区における専想寺の檀家分布が17世紀後半まで遡及しうることを示唆している。

3. 転宗者・類族と近世寺院

(1) 「御書物之事」と頼寺

遺骸改証文としての「御書物之事」の書式は、村によって異なった。たとえば、【史料1】と同じ年（貞享5年）に作成された広原村（臼杵市野津町）の「御書物之事」（A13.5.4.8.1）は、以下のとおりである。

史料4

端裏書「 本人ハ祖父広原左兵衛古転

のつ広原村武左衛門娘あか七歳貞享五年九月十五日風湿煩死了仁
寺取置」

御書物之事

古転本人 広原村武左衛門娘

一、野津広原村左兵衛孫 あかい 辰ニ七歳

右之あかい風しつ相煩、辰ノ九月十五日ニ病死仕候ニ付、庄屋・弁指・
五人組合之者共出合、死骸を慥ニ見届ケ少も不審成儀無御座候間、真宗
了仁寺御取置被成候、則住持之手形を取、此御書物ニ相添差上ケ申候、
為後日御書物仍而如件

貞享五年 広原村弁指 与助（印）

辰ノ九月十六日 同村弁指但シ組合 武左衛門（印）

同村五人与 藤兵衛（印）

石田弟右衛門殿 同村五人与 助次郎（印）

岩手六左衛門殿 同村五人与 仁左衛門（印）

矢野兵左衛門殿 同村庄屋 源左衛門（印）

あるいは、元禄14年（1701）の丹生原村と隣接する久所村の「御書物之事」をみてみたい。まず、丹生原村のものを紹介する（本文のみ）。

史料5 A13.4.4.1

御書物之事

一、丹生原村半十郎子半七壱歳ニ而元禄拾四年巳十月十九日虫相煩病死仕

候、真宗専想寺御取置土葬仕候、此者之曾祖母丹生原村与兵衛女房本人同然ニ而御座候ニ付、庄屋・弁指・五人組合之者寄合、死骸見届ケ少も不審成儀無御座候故、頼寺之住持手形相添指上ヶ申候、為後日御書物仍而如件

つぎに、久所村の「御書物之事」を掲げたい。

史料6 A13.4.7.2

御書物之事

一、久所村宇之助當已ニ四拾六歳、元禄十四年巳ノ十月十五日ニ病死煩痘氣、此者祖父誓願寺村又右衛門女房下人平蔵本人ニ付、庄屋・弁指・五人組合之者出合、死骸相改別条無御座候ニ付、旦那寺森町村真宗専想寺土葬ニ御取置被成候、則住持手形、庄屋・弁指・五人組合之者御書物仕指上申候、為後日如件

上の2つの書式は類似するが、亡くなった人物・死因・檀那寺・遺骸確認の立合など、記載された情報の順序が異なる。また、同じ丹生原村でも史料1と史料5では違いがあり、17世紀後半の「御書物之事」の書式は定型化されていないことがうかがえる。

さて、一連の「御書物之事」で留意したいことは、史料1・史料3・史料5の丹生原村の「御書物之事」にある文言である。それは、本文の終わりに記される「頼寺之住持手形」という言葉である。この言葉は、史料4・史料6の他村の史料ではみられず、管見の限りでは宝永2年（1705）の「願跡書」（池見家文書182）所収の正月21日付の「御書物之事」まで確認でき、それ以後は、「住持手形」や「住持之証文」という文言になる。「頼寺之住持手形」という言葉は、17世紀後半の史料のみにみられる言葉なのである。

「頼寺」という言葉は、時代が異なるものの、20世紀代まで浄土真宗寺院の住持が亡くなったときに、葬儀を依頼する別の寺院（寺院間の関係などにより決まっていたという）を指す言葉である。¹⁷⁾すると、「御書物之事」にある「頼寺」は、葬儀・回向を依頼する寺院という意味がまず確認できるだろう。さらには、キリストンが転宗したさいに受け入れを求めたことも意味することを示唆する。そのなかで、正保3年（1646）の「ころひきりしたん宗門重而御改ニ付御請状

之事」（「正24」・A2.3.1.1）は注目すべき史料である（史料7）。

史料7

一、私、まへかときりしたんニ而御座候へ共、慶長拾九年にころひ申候、妙正寺を頼申、淨土真宗ニ罷成、其後心中少もきりしたんニ立帰申事無御座候、其上寛永拾壹年之御改に、御奉行石丸權兵衛殿御前にて、きりしたんの絵形をふミ申候、右之通仕候上ハ、我々きりしたんと申訴人御座有間敷候、此上にても御不審ニ被思召候ハヽ、何ものニよらすそくたくをも被仰付、御穿鑿可被成候、毛頭きりしたんにて無御座候御事
一、我等屋敷内家内老若男女まても、此御書物寺請之判形ニはつれ申者、壱人も無御座候御事
一、度々被仰出候諸事御法度之趣、尔今相守候御事
一、右之条々少も相違無御座候、若以来於相背者、如何様之曲事にも可被仰付候、為後日証文如件

正保三年

八月五日	妙正寺	助左衛門（印）
	同（印）	女房
	同（印）	庄左衛門
小倉五郎八殿	専想寺（印）	女房
片岡三郎兵衛殿	妙正寺（印）	權三郎
渡辺太郎八殿	同（印）	乙次

宮河内村の助左衛門は、慶長19年（1614）に転宗した。そのとき、妙正寺（真宗大谷派、大分市中戸次）を「頼申、淨土真宗ニ罷成」という。助左衛門は、転宗したとき、妙正寺の檀家となることを依頼したことがわかる。

丹生原村の「御書物之事」に記された「頼寺」という言葉は、17世紀の転宗者と寺院との関わりを端的に示す言葉である。転宗者は、新たに檀那寺を求める必要があり、そこから「頼寺」という言葉も生まれたといえよう。

（2）転宗者と近世寺院

臼杵藩では、慶長19年（1614）からキリストン対策に取り組んだ。それ以後、

17世紀代の臼杵藩のキリストン禁制の歴史については、すでに諸研究によつていくつかの契機が示されている。

その最初に位置付けられるものが、寛永12年（1635）の「きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事」及び「きりしたん宗門御改之御帳」（「寛永十二年之御帳」とよばれる）¹⁸⁾の作成である。禁教後、各地でキリストンの転宗がすすみ、「寛永十二年之御帳」はその成果を示すものである。そして、寛永12年までに転宗者は特定の寺院との間に寺檀関係を結んだとみられる。

さらに、臼杵藩では正保3年（1646）に、それまで対象となつていなかつた慶長19年以前の改宗者も監視対象者とするなど、監視体制を強化した。そして、「五人組」を編成し、地縁を断ち切る相互監視の体制をつくった。その後、「豊後崩れ」¹⁹⁾のなかで、臼杵藩では宗門方（宗門奉行）が成立し、「豊後崩れ」の対応にあつた。久土村のように、各地から長崎や臼杵城下へ召喚された者も多く、結果として、それまでに構築された転宗者らと寺院の関係が、この時期に再構築や再編が行われたとみられる。そのなかで、前で触れた了仁寺や能仁寺などのように、「豊後崩れ」をうけて新たに寺院が創建された。

そして、「豊後崩れ」への対応とともに、史料2のよう、貞享4年（1687）には転宗者と類族に関する規定が示され、「類族帳」が作成される。また、元禄8年（1695）には類族の範囲が明確化され、類族の管理が、藩と地域・寺院各々において重要な業務となる。池見家文書をみても、「類族諸願日記帳」という類族の管理に特化した帳簿の初見が宝永8年（1711）であることは、「元禄令」をうけて、類族の管理の比重が大きくなつたことを物語る。これ以後は、大橋幸泰氏が指摘された「寺替え」²⁰⁾などもあるが、「豊後崩れ」などを経て定立した寺檀関係を基礎としたと想定される。

ただ、キリストン禁制のなかで、寺院は転宗者たちの受け入れを行つたが、それは運営面においても大きな課題となつたと推測される。たとえば、貞享4年の「願書」（池見家文書167）には、遺骸を塩詰にしたこと、後に検分を終えて土葬したことを記した2通の「御書物之事」（史料8・9）が残る。

史料8

御書物之事

一、丹生原村甚内後家八拾歳中風ニ而卯八月六日ニ病死仕候、此者之父助之丞長崎戻リニ而御座候、就夫為御檢使成吉新三郎殿御改塩詰ニ被仰付、專想寺ニ埋置、此者存命之内寺江も參詣仕候、常々少も不審成儀無御座候、為後日如件

貞享四年	丹生原庄村や	久三郎
卯八月七日	同村弁指	左衛門
	同断	加左衛門
	同断	四郎兵衛
	同断	与八郎
	同五人組合	仁兵衛
石田弟右衛門殿	同断	庄五郎
岩手六左衛門殿	同断	与左衛門
矢野兵左衛門殿	同断	庄次郎
	同断	二郎作

史料9

御書物之事

一、丹生原村甚内後家八十歳ニ而卯月六日ニ中風ニ而病死仕候、此者之親助之丞切支丹之由ニ而長崎へ召寄、命御助ヶ御帰リ被成〔虫損〕之死骸、別テ念を入不審成儀無御座候ニ付、則真宗法式葬礼仕候所実正也、為後日御書物仍而如件

貞享四年

九月廿八日

右之後家、專想寺垣そと埋置申候

石田弟右衛門殿	庄屋
岩手六左衛門殿	弁指
矢野兵左衛門殿	五人組合

これは、史料2にある規定に基づく措置であるが、天和3年（1683）から元禄8年（1695）の「御書物之事」で、遺骸の塩詰に関わるものは8例ある。元

禄2年2月17日付の「御書物之事」（「願書」池見家文書167）では、塩詰した遺骸を「所之墓所」に埋め置いたと記されるが、史料9では、塩詰にした遺骸を「専想寺垣そと」に埋めたと記している。寺院境内の周囲が「仮墓所」とされたことがわかる。

こうした事例をみても、転宗者と類族を檀家とすることは、遺骸の埋める場所の提供など、さまざまな多くの業務を寺院に課すことになった。史料2で当然の事柄のように記された「檀那寺」という存在は、転宗者だけでなく寺院自身にとっても、檀家としての受け入れは大きな課題であったといえるだろう。

(3) 「家」・類族・仏教

寛永12年（1635）の「きりしたん宗門御改²²⁾付起請文前書之事」は、「家」ごとに提出されている。前掲の史料7も、宮河内村助左衛門の「家」単位で提出されたものであるが、檀那寺は単一ではない。

かつて、黒田俊雄氏は、近世仏教の特徴を「いえ」仏教と捉えた。²³⁾さらに、黒田氏は、仏教は本来個人の信仰に基づくものであり、寺院とのつながりも個人単位であった。そのなかで、「家」を単位とする近世仏教は「仏教のやや特異な形態といわざるをえない」と述べた。²⁴⁾

ただし、「いえ」単位で人々を把握することは、1つの「家」が1つの寺院を檀那とすることを示すものではない。史料7は、そのことをよく示している。確かに、貞享4年（1687）の「キリシタン類族帳」（久所村佐右衛門類族、「続73」・A1.14.1.1）や同年の「キリシタン類族帳」（小池原村吉之丞類族、「続78」・A1.14.6.2）をみると、結婚すると妻は夫の「家」の檀那寺となる場合が多く、親子では子ども（結婚前の女子を含める）は親の檀那寺と同一である。こうした状況は、元禄元年（1688）作成の「岡領大野郡市万田組耶蘇宗門類族帳」（「正16」・A2.4.6.1.1）でも確認できる。

しかし、上記の「キリシタン類族帳」（久所村佐右衛門類族）によれば、「本人同然」の佐右衛門と、転宗者である父母と父方祖父母とは檀那寺が異なる。このような事例は、「岡領大野郡市万田組耶蘇宗門類族帳」でもみられる。たとえば、転宗者の善次郎は大恩寺（真言宗、豊後大野市朝地町）であるが、善次

郎の子（本人同然）の久左衛門は最乗寺（浄土真宗本願寺派、豊後大野市大野町）の檀家である。最乗寺は久左衛門の妻なつの檀那寺であり、久左衛門は妻の檀那寺に属したわけであり、久左衛門の子も最乗寺の檀家である。

また、転宗者とその父母の檀那寺が異なる事例は、「岡領大野郡市万田組耶蘇宗門類族帳」では、つぎのような事例が確認できる。

A 勘市郎・みつ夫妻→源勝寺（浄土真宗本願寺派、豊後大野市朝地町）

勘市郎の父母→明尊寺（真宗大谷派、豊後大野市大野町）

みつの父母→最乗寺

B 治助・ふく夫妻→満徳寺（真宗大谷派、竹田市）

治助・ふくの父母→ともに大恩寺

あるいは、夫婦で檀那寺が異なる事例もある。

C 夫・小四郎→最乗寺　　妻・まつ→明尊寺

※ともに両親の檀那寺は不明

仏教が個人の信仰に基づくという点からすれば、親子や夫婦で檀那寺が異なることは特殊なことではない。しかし、「家」単位で人々を把握しようとするなかで、上記の事例は転宗と関係があるだろう。

「岡領大野郡市万田組耶蘇宗門類族帳」の記載から、岡藩市万田組では基本的に慶長19年（1615）に転宗している。親と子や夫婦で檀那寺を異にすることは、転宗時等に同一の寺院の檀那にならなかった、あるいはなれなかつたことを示しているのである。史料7で宮河内村の助左衛門が妙正寺に「頼申」して門徒となつたことと上記の事例は決して無縁ではない。大野郡田村の治助夫妻は、居住地の田村から直線距離で10kmほど離れた遠隔地の満徳寺の檀那であることは、助左衛門のように「頼申」した結果とみられる。

17世紀後半、キリストンが多くいた地域の寺院は、転宗した人々の受け入れを求められていた。前掲の表4に反映されているように、「豊後崩れ」で多くの捕縛者を出した久土村には、いくつもの周辺寺院の檀家がある。このように、久土村で顕著にみられる、周辺寺院による檀家の割り振りともいべき状況は、キリストンが多くいた地区的支配において重要な施策であったとみられる。

「いえ」単位で人々を把握した寺檀制に関して、マレガ資料などをみると、少

なくとも17世紀後半段階では、1つの「家」の構成員すべてが同一寺院の檀那ではなく、個人によって異なる場合があったことを示している。すると、夫婦で異なる寺院の檀那であることは、特殊な事例とみるべきでないことがわかる。大橋幸泰氏が指摘されるように、臼杵藩では文政9年（1826）に一家一寺の方針を打ち出す。池見家文書に伝わる「一家一寺一宗限且那宗判帳雛形」（池見家文書932）は、²⁵⁾ そうした藩の方針を明確に示す史料である。さらにいえば、上記の方針は1つの「家」が1つの檀那寺という状況も歴史的に形成されたものであることを明確に物語っている。

4. 「豊後崩れ」と真宗法度 —17世紀後半の豊後国—

村井早苗氏は、万治3年（1660）に始まる「豊後崩れ」を「演出された露顕」と捉えられた。²⁶⁾ 丹生地区の久土村では断続的に捕縛者がでたが、専想寺の檀家が多い小池原村（大分市大字小池原）も同様であった。先にみた「キリシタン類族帳」は、断続的な摘発の様子を伝える記録である。万治3年に吉之丞の祖父母が、寛文2年（1662）に吉之丞の父など5名が「長崎召捕」となり、同4年に1名が「長崎召捕」、同8年に吉之丞など3名、同9年に2名が「城下御預」となっている。

こうした断続的な摘発により、17世紀後半の臼杵藩では、長崎や城下への移送、類族の調査・管理は重要な課題であった。そのなかで、寛文4年、豊後国北東部の国東半島では、杵築藩が浄土真宗を禁圧した。²⁷⁾ 寛文10年に禁圧は解除されるが、このとき、教団側の中心となった寺院は豊後国国東郡臼野村（豊後高田市臼野）の光徳寺および豊前国中津（中津市）の明蓮寺（ともに浄土真宗本願寺派）であった。豊後国で起きた「法難」であり、豊後国触頭である専想寺も関与すべきだろうが、実際には明蓮寺が事態の収拾にあたった。こうした状況は、一つに専想寺が「豊後崩れ」への対応にあたっていたことを遠因として挙げられる。

17世紀後半の豊後国では、浄土真宗への禁圧とキリシタンの摘発が同時に進行した時期があったのである。浄土真宗の禁圧が起きた寛文4年は、宗門方

の設置を求めた「触」が幕府によって出された年であり、この「触」ではキリストンの統制の対象が武家家中も含めたあらゆる人々に設定されたこと、元キリストンの捕捉が指示されたことでも重要である。²⁸⁾浄土真宗の禁圧とキリストンの摘発のなかで、了仁寺や能仁寺のように新たな寺院も建てられた。このことは、既存の寺院の整理や統制を伴い、ここに仏教教団および寺院の体制的整備を徹底する意図を見いだすことができる。

むすびにかえて

マレガ資料そして池見家文書を通して、キリストン禁制に伴う転宗者や類族と檀那寺との関わりを検討してきたが、以下の2点を確認することができた。

1点目は、転宗者の檀那寺として浄土真宗寺院が多い点である。この点については、すでに浄土真宗とキリスト教の親近性が指摘されている。こうした浄土真宗とキリスト教の親近性に関して、雪窓宗崔（1589～1649）の論を紹介しておきたい。雪窓は、『興福寺筆記』において念佛宗・日蓮宗・キリストンは、念佛や洗礼などの定型によって、後生の安樂を無責任に保証するものと非難するが、そのなかで雪窓は仏教諸宗については一定の意義を認めたものの、キリストンは全否定した。²⁹⁾留意されることは、禪による受戒の必要性を流布するものであったとしても、雪窓が浄土真宗とキリスト教に共通する思想を見いだしていることである。キリスト教禁教と同時代に生きた雪窓にとって、浄土真宗とキリスト教は近い存在であったことが知られる。なお、浄土真宗とキリスト教の親近性に関しては、今後さまざまな視点からの検討が必要と考える。

2点目は、丹生地区のように、地区に独立した寺院が所在しない地区的檀家分布である。丹生地区では、いわば「村切」のように、周辺地域の寺院が転宗者を割り振るように檀家を有する形をとっている。そこでは、「イットウ」ともよばれる血縁集団（擬制的血縁も含む）を基礎にしたこともうかがえる。また、転宗者が多い久土村では、より多くの複数の寺院が転宗者を檀家としており、こうした在り方は、いわば転宗者の受け入れに寺院相互に加えて権力の存在が想定できる。もちろん、寺檀関係の創出過程には多様性があり、今後解明すべ

き課題でもある。

マレガ資料は、近世の権力と寺院と地域の相関関係など、仏教史や寺院史にとって重要な情報の源なのである。

註

- 1) 諸氏によって指摘されているが、たとえば竹田聰洲「近世寺院史への視角」(初出『近世仏教 史料と研究』創刊号、1960年。のちに『竹田聰洲著作集』第7巻、国書刊行会、1994、146頁)。
- 2) ここに示した「正6」などの名称は、松井洋子・佐藤孝之・松澤克行編『甦る「豊後切支丹史料」バチカン図書館所蔵マレガ氏収集文書より』(勉誠出版、2020年)で付された名称を用いている。あわせて、「A～」のバチカン図書館の史料番号を付した。
- 3) マレガ資料と地域史料と組み合わせる視点は、以下の論考を参照。大橋幸泰「キリストン類族改制度と村社会」(『国文学研究資料館紀要 アーカイブス研究篇』第14号、2018年)、169頁、本書所収。また、2019年12月9日・10日にローマ大学で開催された「日本歴史資料(古文書)のくずし字解読と資料調査法 —マレガ文書を通じた日伊教材開発・教授法研究のために—」で、太田尚宏氏(人間文化研究機構国文学研究資料館)が地域から藩へ差し出された「日本歴史資料」の作成過程などを説明するさいに示された視点である。
- 4) 段上達雄「村落と信仰」(『豊後国田染荘の調査 本編』、大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館、1981年) 133頁。なお、宮河内村と広内村を含めた地域史の解明は後考を期したい。
- 5) 佐藤晃洋作成「臼杵藩村組一覧」(松井洋子・佐藤孝之・松澤克行編『甦る「豊後切支丹史料」バチカン図書館所蔵マレガ氏収集文書より』 勉誠出版、2020年) 38-40頁。
- 6) 文禄2年の「豊後国海部郡丹生庄御檢地帳 久所村 古政所村」(渡辺文庫、大分県立先哲史料館蔵)には、地名として「古政所」や「大恵寺下」がある。このうち、「古政所」は現在の下久所集落の天満社が鎮座する地名(『丹生村史』、丹生村、1941年)であることから、古政所村は近世の下久所村にあたることがわかる。
- 7) 『豊後國諸記』本願寺史料集成(同朋舎、1994年)、387頁
- 8) 大内秀磨師への聞き取り調査は、平成30年10月と令和2年1月に行った。
- 9) 『南豊了仁寺史』(了仁寺、1982年)、18頁。
- 10) 『豊後國志』(二豊文献刊行会・朋文堂書店、のちに1931年、1975年に文献出版から復刻、86頁)。
- 11) 註10前掲書、128頁。
- 12) 池見家文書(大分県立先哲史料館寄託)をみると、「御書物之事」という事書は、遺骸改だけでなく、麦の借用願などにも用いられる(元禄8年の「諸願跡留書」172、この池見家文書の番号は、史料番号を示す)。ただし、以下ではとくに注記しない限り、「御書物之事」はキリストンの遺骸改証文を指すものとする。
- 13) 「A13」(『バチカン図書館所蔵マレガ神父収集豊後切支丹史料 一概要と紹介— Vol.2』マレガ・プロジェクト人間文化研究機構日本関連在外資料調査研究・活用事業、科学研究費基礎研究(A)「バチカン図書館所蔵豊後切支丹資料の国際的情報資源化に関する海外学術調査研究」<16H027273>、2019年)、11-13頁。

- 14) 拙稿「豊前のキリストン」(『史料館研究紀要』第21号、大分県立先哲史料館、2016年)、19-34頁。
- 15) 註14論文、19頁。
- 16) 藤田淳一郎「A5」(『バチカン図書館所蔵マレガ神父収集豊後切支丹史料 一概要と紹介—』マレガ・プロジェクト人間文化研究機構日本関連在外資料調査研究・活用事業、科学研究費基礎研究(A)「バチカン図書館所蔵豊後切支丹資料の国際的情報資源化に関する海外学術調査研究」(16H027273)、2017年)、20-23頁。
- 17) 拙稿「阿弥陀信仰の展開と地域社会」(『瀬戸内海西部における阿弥陀信仰の歴史的展開の研究』(科学研究費基盤研究(C) 20520608)、2012年)、111頁。
- 18) 大津祐司「A6」(註16前掲書)、20-21頁。
- 19) 佐藤晃洋「日本近世豊後のキリストン禁制と民衆統制」(『国文学研究資料館紀要 アーカイブス研究篇』第12号、人間文化研究機構国文学研究資料館、2016年)、140-141頁。
- 20) 三野行徳「臼杵藩宗門方役所とキリストン統制」(『国文学研究資料館紀要 アーカイブス研究篇』第14号、2018年)、153-155頁、本書所収。
- 21) 註3大橋論文、181頁。
- 22) 註18、27-30頁。
- 23) 黒田俊雄「仏教革新運動の歴史的性格」(『日本中世の社会と宗教』岩波書店、1990年)、326頁。
- 24) 註23黒田論文、328頁。
- 25) 註3大橋論文、183頁。
- 26) 村井早苗「幕藩制成立とキリストン禁制」(文献出版、1987年)、90頁。
- 27) 『国東半島の法難 真宗法度に関する資料』(豊後高田市図書館、1964年)、3頁。『真玉町誌』(真玉町誌刊行会、1978年)、85頁など。
- 28) 註19佐藤論文、151頁。
- 29) 川村信三『戦国宗教社会=思想史 一キリストン事例からの考察—』(知泉書館、2011年)、329頁。
- 30) 西村玲「近世仏教におけるキリストン批判」(『近世仏教論』、法藏館、2018年)、199頁。なお、『興福寺筆記』については、大桑齊編著『史料研究雪窓宗崔 一禪と国家とキリストン—』(同朋舎出版、1984年)に収載。